

【避難情報発令の判断基準及び対象地区】

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

[洪水予報河川]

■ 揖保川

河川名	揖保川 水位観測所：龍野
対象地区(L1)	網干、勝原、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部
(L2)	広畑第二、網干、広畑、八幡、勝原、英賀保、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)である3.30mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 氾濫危険水位(レベル4水位)である3.50mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)である3.50mに到達した場合 氾濫危険水位(レベル4水位)である3.50mに到達していないものの、氾濫開始相当水位である5.22mに到達することが予想される場合 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になった場合 異常な漏水・侵食等が発見された場合 引原ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫開始相当水位である5.22mに到達した場合 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) 決壊や越水・溢水の発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)

■ 市川

河川名	市川(砥堀生野橋から河口まで) 水位観測所：砥堀
対象地区(L1)	増位、白浜、飾磨、城北、荒川、手柄、花田、御国野、四郷、東、城東、高浜、英賀保、津田、妻鹿、城西、水上、砥堀、船場、糸引、城乾、八木、広峰、豊富、野里、城陽、白鷺

(L2)	増位、白浜、飾磨、城北、荒川、手柄、花田、御国野、四郷、東、城東、高浜、英賀保、津田、妻鹿、城西、高岡、水上、砥堀、船場、糸引、城乾、八木、別所、広峰、豊富、野里、城陽、白鷺
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)である5.2mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 氾濫危険水位(レベル4水位)である5.6mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)である5.6mに到達した場合 氾濫危険水位(レベル4水位)である5.6mに到達していないものの、氾濫開始相当水位である〇.〇mに到達することが予想される場合 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になった場合 異常な漏水・侵食等が発見された場合 生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) 決壊や越水・溢水の発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)

※ 水位の予測は、兵庫県フェニックス洪水危険情報通報システムの予測水位で確認する。

[水位周知河川]

■ 林田川

河川名	林田川 水位観測所：穴部
対象地区(L1)	林田、安富南、安富北
(L2)	林田、安富南、安富北
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)である2.20mに到達した場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)である2.30mに到達した場合 異常な漏水・侵食等が発見された場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
--	---

河川名	林田川 水位観測所： 誉
対象地区（L1）	余部
（L2）	余部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（レベル3水位）である1.80mに到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（レベル4水位）である2.0mに到達した場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

※誉観測所における基準水位は、国の新たな基準に基づいており、また、本市を対象とした基準ではないため、発令については、基準水位を参考に巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。

■ 天川

河川名	天川 水位観測所： 天川
対象地区（L1）	御国野、谷内、谷外、別所
（L2）	白浜、花田、御国野、四郷、谷内、谷外、糸引、別所
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（レベル3水位）である3.70mに到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（レベル4水位）である3.90mに到達した場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

■ 市川（砥堀生野橋から上流）

河川名	市川（砥堀生野橋から上流） 水位観測所： 福崎
対象地区（L1）	船津、中寺、香呂、香呂南
（L2）	船津、中寺、香呂、香呂南
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（レベル3水位）である5.30mに到達した場合

【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位(レベル4水位)である5.7mに到達した場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) ・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)

※ 水位の予測は、兵庫県のフェニックス洪水危険情報通報システムの予測水位で確認する。

■ 夢前川

河川名	夢前川 水位観測所：古知之庄、書写、下手野
対象地区(L1)	広畑第二、荒川、広畑、八幡、曾左、勝原、高岡西、白鳥、英賀保、津田、高岡、青山、峰相、南大津、大津、安室、安室東、置塩、古知、菅生、前之庄、大津茂、苧野
(L2)	広畑第二、網干、飾磨、荒川、手柄、広畑、八幡、曾左、勝原、高岡西、白鳥、高浜、英賀保、津田、城西、高岡、青山、峰相、南大津、大津、安室、安室東、船場、置塩、古知、菅生、前之庄、旭陽、大津茂、余部、苧野、上菅
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位(レベル3水位)である古知之庄2.20m、書写2.50m、下手野4.20mに到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位(レベル4水位)である古知之庄2.60m、書写3.40m、下手野4.50mに到達した場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) ・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)

■ 菅生川

河川名	菅生川 水位観測所：護持、実法寺
対象地区(L1)	白鳥、峰相、菅生、上管、苧野
(L2)	白鳥、峰相、曾左、菅生、上管、苧野

高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)である護持 4.10m、実法寺 4.20m に到達した場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)である護持 4.50m、実法寺 4.70m に到達した場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) 決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)

■ 大津茂川

河川名	大津茂川 水位観測所：勝原
対象地区(L1)	網干、勝原、太市、南大津、大津、旭陽、大津茂、余部、伊勢
(L2)	広畑第二、網干、広畑、八幡、勝原、英賀保、太市、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部、伊勢
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)である 3.10m に到達した場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)である 3.30m に到達した場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) 決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)

[水位情報が周知されない中小河川、水路等]

水位情報が周知されない中小河川、水路等の増水等があった場合における避難情報等の発令の判断基準は、次表のとおりとする。

種類	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合 洪水警報が発表され、洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ・洪水警報が発表され、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水が発生し、住民に危険が及ぶおそれがある場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

また対象地区は次表のとおりとする。

河川名	対象地区（L1）	対象地区（L2）
八家川	白浜、四郷、糸引、八木	白浜、四郷、妻鹿、糸引、八木
船場川	増位、城北、荒川、手柄、城西、水上、船場、城乾、広峰、野里、白鷺	増位、飾磨、城北、荒川、手柄、東、城東、高浜、英賀保、津田、城西、高岡、水上、砥堀、船場、城乾、広峰、野里、城陽、白鷺
西浜川		大塩、的形
汐入川	広畑第二、勝原、南大津、大津、大津茂	広畑第二、広畑、八幡、勝原、南大津、大津、大津茂
野田川	飾磨、高浜	飾磨、城東、高浜、津田、城陽、白鷺

[高潮による浸水]

区域名	網干地区	飾磨地区	白浜地区	家島地区
現地潮位計 基準港潮位計	南大津、網干西 各地区の一部	飾磨橋西、津田 各地区の一部	白浜、八木、糸引、的形、四郷 各地区の一部	家島、坊勢各地区の一部
現地潮位計 基準港潮位計	飾磨港潮位計	飾磨港潮位計	飾磨港潮位計	家島港潮位計
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・潮位が「警戒潮位（T.P. +2.10m）に達する見込みがあり、高潮による災害が発生するおそれがあるとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が有旨、兵庫県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 			<ul style="list-style-type: none"> ・潮位が「警戒潮位（T.P. +1.70m）に達する見込みがあり、高潮による災害が発生するおそれがあるとき。

避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合（高潮氾濫発生情報が発表された場合）

[土砂災害]

以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報、予想される雨量情報、土砂災害の前兆現象、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避難情報を発令する。

種 類	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。）（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表された場合。 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）となった場合。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の発生が確認された場合

※ 発令対象区域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で、発令判断基準に該当する地区の土砂災害警戒区域とする。ただし、土砂災害警戒区域の指定の有無に関わらず、土砂災害の前兆現象が発生した場合などは、危険と判断した区域についても発令対象区域とする。